

## 第8回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年2月10日(金)

午前10時～12時15分

場所 議事堂 7階 第1委員会室

### 出席者

#### ・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、舎川智也、江西照康、島隆之、橋本雅雄、横野昭、村石篤、南俊正、鋪田博紀、赤星ゆかり

#### ・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

#### ・傍聴人(議員、一般)

議員8人、一般1人

#### ・報道関係

20人

### 議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

村上座長： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。まず検討会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、〇〇君の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。

報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、カメラ等取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に過度に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の妨げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。他の委員会などで、委員の後ろにまわってということがございました。委

員の後ろにまわることのないよう、あらかじめお願い申し上げます。

それでは、本日の議事録の署名委員に横野委員、村石委員を指名いたします。それでは、政務活動費のあり方について、協議に入ります。最初に、前回、2月3日のあり方検討会の協議結果について、事務局から説明させます。

横山庶務課長： 2月3日あり方検討会における協議結果につきまして、お手元に配付の資料を基にご説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、1番目、新・運用指針(素案)に係る事項のうち、(1)全会一致で合意したものにつきましては、合意されたとおり決定するものとされており、(2)賛否が分かれたもののうち、1(1)市政報告会として認める条件の①と②のふたつと、1(2)市政報告会の支出基準および証拠書類の①と②の事項につきましては、4項目とも多数意見のとおり決定するものとされており、2ページ目にまいります。2(2)視察・陳情活動等における旅費支出基準および証拠書類のうち、①の日当の支出につきましては、多数意見のとおり決定するものとされており、②のガソリン代は県外のみ支出を認めるべきかどうかと、③の海外視察旅費への支出を認めるべきかどうかにつきましては、次回の協議事項とするとされており、本日の協議事項となっております。6(3)人件費につきましても、同様でございます。

2の条例改正に係る事項につきましては、全て報告されたとおり決定するものとされており、

3ページへまいります。3のその他の事項に関しましては、(1)政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティ制の検討につきましては、意見としてお聞きするものとされており、(2)政務活動費の交付方法等に係る検討についてと、(3)政務活動費の審査に係る第三者機関のあり方の検討についての各項目につきましては、意見としてお聞きするものとする(一定期間、新・運用指針を運用し、それでも不備が見られる場合は、改めてこれらの事項について、検討を行うものとする。)とされており、(4)政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討については、次回の協議事項とされており、本日の協議事項となっております。(5)条例改正の際に、今回のこのような政務活動費の改善に至った経緯等について、提案理由の説明の中で盛り込んでほしいにつきましては、提案のとおり盛り込むこととするとされており、2月3日のあり方検討会における協議結果については、以上であります。

村上座長： ただ今、説明のありましたとおり、本日の検討会では、次回の協議事項とされたものについて、検討を進めていきたいと思っております。それでは、2ページ目の「2(2)視察・陳情活動等における旅費支出基準および証拠書類」の②「ガソリン代は、県外のみ、支出を認めるべきかどうか」について、委員の皆様のご意見を伺います。

橋本委員： 県外のみでよろしいかと思っております。その上でさらに、1km37円というのはどうかと思っております。ガソリン代のみ支出というのは、当然じゃないかなと。出発時に満タンにしておいて、帰って来たときに満タンにして、伝票を揃えてガソリン代のみ支出するべきではないかなと思っております。

江西委員： 市議会議員は、本来、何をするために議員になっているのか、政務活動費はどういった目的でいただいているのか、ということをもう一度根本に立ち返って考えますと、やはり政務活動のための費用としていただくと。市議会議員の活動として何が一番大切なのかというと、富山市内のいろいろな所へ車を使いながら活動することが、本来の本分であると考えております。念のため富山県内の、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市を調べましたところ、ガソリン代を政務活動費で充当できると認めています。認めていないのは、氷見市で、南砺市については確認ができませんでした。今回、こういった問題があるものですから、いろんなことで厳格化していく主旨は理解しているわけですが、私ども以降の市議会議員が、本当に活発に市民のために活動するという基本的な考えとして、厳格化するというのは大変必要であると思いますが、厳格化ではなくてなくするというについては、反対するものであります。優先順位的に後ろに下がるようでしたら、その他の費用についても政務活動費そのもの、受け取るか受け取らないかというそこまで議論すべきではないかと考えます。以上です。

村石委員： 基本的には、江西委員と同じような意見です。政務活動費というのは、調査研究あるいは広聴ということで、それに伴う経費について使うことができるということがあります。民間においても、通勤手当という形で自宅と勤務先までは通勤手当として、カソリン代などが支出されているということから考えても、市民の理解が得られるということがあります。どうしても使うというときになるときに、今までやっていたのが、自宅から会場、会場から自宅、あるいは会派控室から会場、自宅ということで、議会事務局としっかりとしたルールを作って、やってきていました。厳格化ということから言えば、報告書を付けるとか、誰に会ってきたとか、どういう意見があったとか、そういうことを添付した上で、活動自体は市内においても認めるべきだというのが私の意見です。

佐藤副座長： そもそも論の話がありましたけども、公明党会派として、運用指針の改定について、それぞれの支出項目について、3点全てが政務活動費として言えるのかという観点とか、社会通念上認められるのか、市民の理解が得られるのかという点で、今回の運用指針の改定に、部会等でも大変時間をかけて議論していただいたということでもあります。ガソリン代についてですが、市民の理解といいますか、全国の判例を見ますと、個人使用分を1/2、政務活動以外の議員活動分を1/4とみて、政務活動に必要な費用を1/4として、認めるケースが大半でありました。こういったことから、疑念が持たれる可能性のあるものは、運用指針の

中で厳しい基準に改定するに至ったものと思っております。作業部会においては、具体的に、タクシー代や宿泊費と同様に、県内の使用については不可とするということで、一旦結論を出していただいた上で、ガソリン代について改めて市外も、市内も認めたらどうかという議論が再燃したというふうになっております。そういった意味で、根底から覆しますと、タクシー代だとか宿泊費も、どうするんだろうというようなことにもなりますので、その根拠がガソリン代のみ県内も認めるとなると、その理由がちょっと分かりかねるということで、部会の当初の案どおり、ガソリン代についても県内は認めないということが、最初の案に賛成です。

鋪田委員： 自民党会派としては、これまでの主張どおり、県外のみという形で考えております。今ほど佐藤副座長からも紹介がありましたけども、私用の部分あるいは政務活動以外の明確に証明する手立てがなかなかない、難しいということ考えた場合に、将来的にしっかりできるとなれば別ですけども、現時点では非常に難しいということ考えた場合に、県外のみとするのが妥当ではないかと。先ほど、報告書を出せばいいじゃないかという話もありましたけども、現在出されている報告書もありますけども、それが政務活動であったのかどうなのかという、疑いと言ったら失礼なんですけど、本当に政務活動だったのかという証明がなかなか難しいというふうに判断をせざるを得ないところがありますので、自民党会派としては県外のみとすると。

赤星委員： そもそも論と実際のことを考えた場合に、ちょっと違ってくるなと思っています。そもそも論は、先ほど江西委員がおっしゃったとおりだと思っております。市内であっても、具体例で言いますと、先日、吉田議員と二人で市内のスキー場へ、ヒアリングに行っていました。相手方の名刺もいただき、写真も撮って、その日は議会から出発して真っ直ぐ行って、どこにも寄らずに帰ってきました。片道は29kmで往復58kmで、これは本当に政務活動として認めてほしいなと思うんですね。ただ、そういうケースばかりではありません。どこかに調査に行く場合にも、いろんな所に寄っていったりとか、複数のところに一緒に行く場合もあります。そうなりますと、今度、第三者機関を設置して、事前審査をしていただいて、実際に行ってきたものを出して報告書を書いて、それで支払いを受けるといことになりますとね、実務でどれぐらいの仕事が増えるのかと。議員にとっても、証明が難しいですし、按分だとかやっている時間が取れないと実際思うんですね。事前に審査をしていただくのも、非常に難しいですし、ここでよく議論した上で、認めないなら認めないでも、仕方がないのかなと思っています。そもそも論は市内であっても、政務活動や調査活動に行くのであれば、認めるべきだと思うんですけど、実際問題として難しいんじゃないかなというふうに考えております。

島委員： 私どもも赤星委員がおっしゃったとおりです。県外のみとした場合でも、じゃということで、例えば昨日、上越市まで行って来たんですけども、

朝日町までの分が出なくて、上越市までの分が出るという、このあたりも何でそこで分かれるのかなということ、微妙かなというふうに思うんですが、事務手続き上の細かなことなどを考えると煩雑になるし、途中でどこかに寄ってきたぞとなると、話が届出上も非常に厳しくなるということ、性悪説にたつて絶対に悪いことはできないぞというものを作ろうとするときは、やっぱり一旦なしにするということで当面やってみて、それだとあまりにあまりだぞというような声が市民から上がってきて、もう一度検討するようなことで、私どもの会派は、市内、県内は認めない方向でいくしかないなと、そういう考えでおります。

村上座長： 目的地が県外の場合は、出発地から目的地へ、そして帰ってくるまで、その間の富山市内、富山県内は当然認めるものだというふうに思っておったんですが。

島委員： そう書いてあるんですか。

参加委員： そうですよ。

村上座長： そもそも論で、政務活動費で充てることは、皆さんは適当なものであると同一の意見だと思えますが、それを証明できるのかどうか、ということが課題となっております。果たして37円が適当なのかという、燃費計算をしますと、半分以下というのがガソリン代だろうというふうに思います。満タンにして満タンにした消費分が、実費だろうというふうに思うわけですね。そうすると、市内へ出かけるたびに、そういうことはできませんから、県外へ視察に行った場合のみに、満タン方式で実費を請求するのが、一番分かり易いのかなと、聞いておって思うわけです。

佐藤副座長： 失礼ですが、1km37円というのは、部会で承認しているということなんで、社会通念上認められるということですので、これについては江西委員もありましたけども、既に承認をした項目の中に入っているというふうに認識をしております。

村上座長： 失礼しました。そうであれば、なお。

江西委員： 分かりにくいということは、当然指摘があると思うんですが、例えば、会派控室から調査目的地ですとか、そういった完全な報告書を付けると、赤星委員の言ったように、第三者機関が入ってくるという点で、大変現実的に難しいものであるというのは理解はしているんですが、支払い方に対する工夫というのを深掘りして検討すべきだったんじゃないかなと思います。

横野委員： 確かに意見交換の中では、終始いろんなご意見がありましたけども、結局今回は確定的に、目的と内容をどう判断するかという、第三者機関の判断を仰ぐとか、そのことを含めると、市内とか富山県内に行った

ときに、目的と内容がどうかという判断がなかなか難しい面があると。1回、県外のみらせていただいて、それで方法論あるいは、これからの支出の中で、やはりこれは県内でもこれは認めるべきだというような方向性が出てきた段階で、改めて協議することかなと。今の段階は県内は一応認めない、県外にらせていただいてという形で、話はまとまったということだと思っているので。今日はあり方検討会ですから、作業部会は純然たる意見交換であって、今おっしゃられるようなご意見もありましたので、とはいうものの一応、どこかでひとつのけじめを付ける上においては、県外という判断にしました。逆に言えば、今回決めたから後ずっとこれだというんじゃなくて、また協議して直すところは直していけばいいので、要するに、例えば、利賀村の地滑りがあって、利賀村へ行くときは距離があるとなれば、やっぱり認めるべきじゃないかというご意見もでてくるだろうと思います。だから、これからどういう形で、政務活動で、私達がどういうことをしなければならぬかということについては、また出る問題はあると思うんで、そういった点において、再度、そのあたり、この後新しい議員で意見交換をしたりして、決めていけばいいと、今はこの形でお願いしたいと思います。一応、部会をまとめた上においては、そういう考えであります。

村石委員： 横野委員の言っていることに、賛成せざるを得ないということは思いません。ただ、市内についても実際私達が調査研究で行くわけで、そのことが政務活動費を使える・使えないは別に、それぞれ会派で記録したりして、そのことがガソリン代の支給に繋がるのではないかと、それぞれの会派で研究をするということにしてはいかがでしょうか。

江西委員： 私も横野委員が部会長として苦勞されたのは理解していますし、まとめるということは理解しておりましたので、結構です。

村上座長： それでは、ガソリン代は県外のみ支出を認めるべきということ、本検討会の結論としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。次に、③「海外視察旅費への支出を認めるべきかどうか」について、委員の皆様の意見を伺います。

橋本委員： 私どもは、反対といった立場を取ってまいりました。再度、会派内で検討したところ、これをなくすというか、私どもの会派として行くことはありませんが、行ける体制には残しておくべきなかと考えております。いろいろな富山市の政策においても、いろいろと市長が海外へ行って出来たと思えますし、私達議員も外の世界を知らないというのいかがかなと、第三者機関で事前審査を行いますので、それによって市民に利益がないとなった場合は、却下されるというものであると思えますし、道を

残していくといった思いで、認めてもよろしいんじゃないかという考えです。

佐藤副座長： 部会の結果でいきますと、公明党会派としましては、賛成ということにカウントされております。私もいろいろと検討しているわけですが、個人的にも、社会通念上においてどうなのかということに、どうしても引っかかります。市政に資するための費用として、目的を達成できることを明確にした上で、グローバル化時代ですので、理論上は国内視察と同じように認められると考えるわけですが、市民の理解が得られるのかという観点から、どうしてもよく検討しなければならないという課題かなど。昨年の議会改革検討調査会では、海外視察については国際交流事業費として、29年度からの公費での参加は行わないと、11月2日の各派代表者会議で決定しております。市民への理解という観点で、公費を使わないということで、これを認めないということが決定しておりますので。もうひとつ、判例を見ますと、全国的に市民オンブズマンの、内容をきちんと精査した上で、観光とかそういった目的があったためだと思いますが、批判や厳しい指摘があったということも鑑みますと市民から理解が得づらいというのも事実です。この際、政務活動費を使った海外視察についても、これを認めないとするのもいいんじゃないかというふうに思っています。

赤星委員： 共産党会派としては、公費を使った全国市議会議長会主催などの、海外視察参加はずっと凍結だとか、自粛だとか、見直し・廃止と何年も前から言っていました。そのとき行くべきだとおっしゃった会派の議員の方の理由というのは、議員も見聞を広げなくてはいけないと、そういうことをおっしゃったんです。であるならば、見聞を広げるための海外視察、海外旅行であったら、自費で行くべきじゃないですかと、自費で参加されたらどうですかと言ってきたんですけれども、政務活動費を使った海外視察についても、同じことが言えるんじゃないでしょうか。いくら視察で日程を組みましても、海外に行った際に、その国の貴重な観光地ですとか、遺跡ですとか、世界遺産だとか、そういうところが必ず入ったりしますよね。いくら外しても、寄って来ていませんとか、そういうことは難しいと思いますし、やはり海外視察については支出を認めないということにしてほしいと思います。

村石委員： 市議会議員としても、海外視察をして、いろいろ見聞を高めるということ自体は、必要だと思います。特に、社民党だったら、北欧の福祉の状況を調べに行くということも、私自身も行ったことがありますし、そういう意味では必要なことは必要だと思います。だけど、それを政務活動費で使うことが、市民の理解が得られるかという、今の富山市議会の状況では到底言えないというのが結論です。

島委員： 村石委員のおっしゃったとおりかなと思います。大事なのは、市民の皆さんからの理解を得るということだと思うので、県外視察だろうが国

外視察だろうが、価値あるものは行くべきだろうということはあるのですが、今それよりも、高額な海外に行ったときに、調査活動だけに軸足を置いて、そこだけ行きましたと言い切れるのかと。第三者機関が入ると、そういった海外の活動も、全部カットされて四角いものになるというご意見もそうかなと思いましたが、もしそういうふうに進めていくと、行けるところはたぶんないとなると、最初から認めないとしておいた方がいいのかなと思います。

江西委員： 湯茶の問題、ガソリン代の問題にしても、市議会議員の可能性を探るといふ、市民の役に立つ市議会議員の可能性を探ってみたんですが、それらが反対で決められた以上、頭でっかちの海外視察だけ認めるといふ案にはならないと思いますので、バランスを考えれば、私どもは反対の方へ考え直したいと思います。

村上座長： 私のご意見を申し上げてよろしいですか。目的が限られてしまうというのもございますが、我々議員、議会の使命というのには、考えるにふたつあるかと思えます。政策を提言すること、行政をチェックすることというのを、皆さんは大事な仕事だとおっしゃっているのではないのでしょうか。富山市がこれまで、ノルウェーへ、スバルバルライチョウの飼育の勉強に行ったり、ニュージーランドへ地熱発電の可能性を求めに行ったり、あるいは市長がヨーロッパへ行くということを、もし我々がチェックしなければいけないということが生じたときに、だめだという規約を作ってしまったら、その規約を変えなければいけないということになります。ですから今考えられないとしても、可能性として、この海外視察を認めておくということは、我々の使命の大きな役割のひとつとして残しておくべきではないかという考えであります。視察に我々の調べたいものに行くということもありましょうけど、チェックをするという意味で、これを取ってしまうと、国内はチェックするけれども、海外の富山市の施策展開については、視察というチェックはできないということになってしまうのではないかと。そういう意味から残すと。他のガソリン代であるとか、あるいは市政報告とは違います。非常に稀有と言いますか、滅多にない話ですから、そのチェックというのは否が応でも厳しくなります。何だったら今、私が申し上げたような富山市に問題があったとすれば、全員の了解を得てでも行くべきだということも生じてくるかもしれませんが、ここでなしというふうにしてしまうと、それもできないという危険性があります。この点について、いかがですか。

鋪田委員： 私も座長の意見に賛成です。見聞を深めるという話がありましたが、見聞を深めるという目的だけで海外へ行くというのは、不適切だと思います。政策立案の部分で言えば、松川雨水貯留施設を建設していますが、他会派と合同で視察へ行き、提言をしてきたことがありまして、富山版ネウボラを始めるといったときに、目的を持って視察へ行ってチェックなど含めてやってきております。今、海外視察を止めるという話については、見聞を広めたり、友好親善の目的でなら止めようというのには、



それはそうなんだろうと思いますが、大事な課題であることについては、政務調査研究として行ってもいいと思います。ただ、どうしても海外の場合は、トランジットの関係で、観光が含まれているのではないかとか、という見方もされることがあります。日程についても工夫というか、事前の稟議を上げる際にも、しっかりと余計なものが入らないように、例えばうちの会派で、自治体国際化協会のコーディネートのもとの、行政専門の通訳を入れて、直線的に課題の視察をしたとかもあるので、やはりその道は閉ざすべきではないというふうに思います。

舎川委員： 国際交流と視察は、別だと思います。国際交流であれば、政務活動費で充当するものではないと思います。市長が先進事例を海外に見に行くときに、チェック機能をしっかりと果たすというのは我々の役目になりますし、そこは残すということで、何とかならないかと考えています。

佐藤副座長： 市民の目線に立って理解を得られるのかという点で、提案をさせていただいているわけですし、議会、議員として行政のチェックを行うという役割、使命は当然あるわけで、富山市も国際社会が注目するような活躍をするということもあります。要は、市民にきちんと理解をしていただけるような、あり方検討会として結論をどこに導けるのかということが、テーマであろうと思っております、その道さえ閉ざしてしまうのかという座長のお話ですので、それも全くごもっともだと思います。ただし、この第三者機関のチェックを通すというのは、かなり大変で相当ハードルは高いというように思います。会派のみならず、議会全体の他会派も、これなら視察をするべきだということが発生したなら、市民にも理解いただけるのかということもありますので、あり方検討会として、そこをきちんと議論しておくべきじゃないかというふうに考えます。

横野委員： JICAと富山市が協定を結んで、後進国へ水力発電とか民間企業と行くとか、エゴマの油を取ってイタリアとかいう話まで、そういった海外と富山市の協力、位置付けについてどう判断するかというのがあると思うので、今後視察の件は残しておくべきだなと思うんです。最終的にはこちらが海外へ行ってものを見て、それが市の行政に活かされているかどうかという判断は、裏を返せば、議長命令で、海外へ行って勉強してもらいたいと、会派代表で行ってもらえないかという話が出たときは、認められるというルールもあるんじゃないかなと。認めるべきというのは残すんですけども、第三者機関もそうですし、議長名でこういう問題があるからここを見てくれればどうか、必要性があるんじゃないかという判断があったときは動かざるを得ないんじゃないかなと。富山市がグローバル社会の中で、いろんな立場があると思うんですが、ただ率先して海外へ行って海外のものを見てきて富山市へ当てはめようとかもありますし、逆に後進国へ富山市が手を差し伸べてやっていくことが市にとってどういうプラスがあるか、だからこれは必要なのだという判断もあるかと。そういった点においては、海外視察については第三者機関と議長が了解すれば、認めるという方法もあるんじゃないかなと。逆に言

えば、各派代表者会議で決定する必要も出てくるということもあるかと思えますから、だから全くだめというよりも、何か特別なルールがあってもいいんじゃないかなというのが思いであるんですけど。そのあたりは、ひとつのご意見として。

村上座長： いかがでしょうか。私の申し上げたことはご理解いただいていると思うんですが、これまでの視察も意義があると、あるいはないという、これはいろいろ意見があると思います。私をご提案申し上げた、行政をチェックするという大きな役割を放棄するのは、いかがなものかと、そういう意味で残しておいたらどうかということは、ご理解いただけませんか。

赤星委員： 行政をチェックする役割の放棄ではないです。チェックをしっかりしているつもりですが、その政務活動費を使って、各会派や議員が、海外へ行ってきたことが、本当にどうチェックに繋がっているのか、これまでのところでは、よく、お互いに情報共有できていないし、どうなのかなと思う点があるんです。緊急性ですとか、必要性ですとか、どうしても行きたかったのかなという、そこらへんも分かっていません。どうしても議員の判断ですとか、会派の判断で行かなければというときには、政務活動費ではなくて自費で行ったらどうか。先ほど、横野委員さんがおっしゃった件は、何か特別なルールを作ったらどうかという点につきましては、富山市で起きた具体事案で考えますと、桐朋学園を誘致しようという問題がありました。そのときに、桐朋学園のヨーロッパ事務所に、おかしな支出があったんじゃないかという事件がありました。それが、議会で大問題になりまして、そういう場合には、横野委員がおっしゃったように、議長名で調査へ行かなければという事態になることも考えられなくはないなと思いました。それと、ニュージーランドの地震で、多くの市民の方が亡くなったと、そういうときにも、市長と市当局と共に、議会からも議長と副議長が行かれたのではなかったですかね。そういう場合も、ないとは言えないので、そこは何か特別なルールとかがあってもいいのかなと思うけれど、そうでない場合の一般的な海外視察に政務活動費を認め続けるというのは、市民の皆様の理解が得られないと思うんです。

村上座長： 私の言っていることが正しいとも取れるし、一部否定されているので、ちょっと混乱するんですが、赤星委員。

赤星委員： 村上座長のおっしゃったのは、政策を提言すること、行政をチェックすることは、一番大事な仕事です。そのためにどうしても海外へ、先進事例を見に行ってきたいと、勉強してきたいという気持ちもみんな同じだと思いますが、そのための海外視察に政務活動費を充てることは、今の富山市議会として、市民の皆様に理解が得られるのかということ、そうではないと思いますので、支出に反対です。

村石委員： 皆さん方の意見を聞きながら、いろいろ考えていました。まず結論から先に言うと、基本的には個人、会派による海外視察は認めない、ただし例外的に、どうしてもチーム議会として、行かなければいけないということを合意した上で、特別な例外規定は設けるべきではないかなという気はしています。要するに、ある会派がフランスへ行ったり、イギリスへ行ったりして来られました。でも一般質問の中で、それに基づいて政策提案はなかったんです。だから、そういうことが現状あるがですよ。そういうことから言うと、議員や会派による海外視察は認めないけれども、どうしても議会として行政チェックするために、必要と認めるときには、チーム議会ですから、会派から一律になるのか、何人になるのか、また議論して決めればいいのか、そういう特例は残してもいいのかなという気はします。

佐藤副座長： 運用指針を作成ということですので、議論になっているのは素案に書いてあります22ページの(6)に、「海外視察について」の項目がございまして、膨大な素案をまとめていただいたわけですし、今は、この海外視察について、議論になっているわけです。海外への調査研究活動を行う必要がある場合、承認の可否、手続き等および旅費計算方法等は市基準や本指針に基づき、その都度、協議するものとするというくだりですので、先ほど横野委員が部会長としての意見もありますけども、おっしゃったときに、私もやっぱり、冒頭から議会として、どう市民に納得していただけるのかという観点でして、赤星委員は最終的に反対とおっしゃいましたけども、村石委員は最終的には認めると。

村石委員： 違います。例外的な規定を設けるべきだと。

佐藤副座長： そういう意味で、私は折衷案でもなく個人的にですけども、第三者機関を全会派で設置をしますので、そういう意味から言っても、この指針の項目に「全会派が一致して必要だと認めるときに」という文言をこの運用指針の中に盛り込むことによって、様々な議論がありましたけども、可能性すらなくしてしまうのかという座長の提案に対しても、市民の皆様にも、あくまでもチェック機能は第三者機関にもあるし、何よりも本来政務活動費ですので、会派議員側が全責任を負うという意味で、海外視察についてはそれほど重いということ踏まえた上でも、あくまでも全会派が一致したときにのみ、あとはそれ以外で個人で行く場合は当然自費で行く、というようなことにもなろうかと思えます。なので、運用指針の検討として、ここを修正ということでしょうかと思えます。

村上座長： 私が一番初めに申し上げたとおり、他会派のご理解をいただいと一言入れたと思いますが、全会派一致だと、ひとつの会派がだめと言ったら拒否権を持ちちゃうわけで、それは決め方の論理としては、ちょっとまずいと思えます。ですから、お話を伺っていると、赤星委員も途中ヨーロッパ事務所の話がされました。それで現地視察が必要であれば、行くべきだったと。厳格に運用することは皆さんは了解されていて、

つまり、これを認めるべきとした上で、厳格なルールではないのですか。この他に例外を設けるというのが、村石委員の意見。

村石委員： 例外が先にあるんです。特別な場合に限り、海外視察を認める特例。

佐藤副座長： ですから、特別な場合というものを、この運用指針以外に設けることを今、議論できないので、私はこの、座長に大変申し訳ないんですが、敢えて厳しい、市民に納得できるのかという観点に立って、厳しいものを運用指針の中に盛り込むというのが、あり方検討会が発足して副座長に就任したときからの決意です。そういう意味から、ここは敢えて全会派が一致というぐらいの文言を入れれば、この運用指針の中にも、特別のということも充分配慮されるのではないかなというふうに思いますので、ちょっと座長とは、意見が違いますけれども。

村上座長： ここで、ちょっと意見が違いますが。もう1回申し上げますが、我々の大前提として、政策提案とチェックがあるんですよ。それを例外規定を設けるというのはいかがなものかと思います。厳しくすることには、全く異議はございません。ただ、大前提として、国内はいいけど、国外は現地へ行ってチェックできないというようなことにしてしまうのが、いかがなものか。認めた上で、厳しくするということが、最も我々の議会使命と言いますか、果たすために必要なんじゃないかなと思うんですが。他の会派の方は、どう思われますか。島委員、先ほどの話だと、そういう可能性はないとおっしゃっていましたが、いろいろなご意見を聞いて。

島委員： ひとつ前のことも考えつつ、皆さんがどのように動かれたかとか、過去の認識があまりなく薄いものですから、一生懸命に市民のために動く、市内や県内のガソリン代を認めないと言っていて、海外視察費の支出は認めるべきだとなると、これは高額だからいいんじゃないかみたいな、そんなふうに市民の皆さんに採られるのかなという懸念もあります。私は村石委員のおっしゃった特例がいいのかと思ったけれども、佐藤副座長のおっしゃったことを聞くと、ひとつ決めたことに対して特例を決める場ではないと言われると、どうなのかなと。ここはやっぱり性悪説に立って考えるという、私の勝手な思いなんですけど、これだけぼんと認めると、すごく、ドンと大きく見えるんじゃないかなという、市民の皆さんがですよ。なので、一応ここは認めないことにしておいて、先ほどおっしゃった議長権限なのか、全会派一致なのか、あるいは多数会派の賛同を得てとなるのか、分かりませんが、行く必要がある、間違いなくチェックしに行かないと富山市がおかしくなる、倒れるという全体の決が採れたときに、行けるというものを後から、何とかすべきなのかなという気はしております。

村上座長： もとより海外への調査研究が必要ある場合というのは、これは大前提です。

島委員： 分かって言っているつもりです。

村上座長： 必要がある場合というのは、大前提ですよ。

橋本委員： 今、海外視察への道を閉ざしてしまえば、本当に緊急性があるときにどうなんだろうと思います。取りあえず行ける道を作っておいて、先ほどから座長が言われていますが、遊びに行こうと思っているわけではないんです。市政に有効なことを見に行こうかということ、海外視察を認めるといったことだと思えます。それに関して、全会派の理解を得るとか、ある程度の理解を得るとか、それは代表者会議になるのか分かりませんが、さらには議長の許可を得ることもひとつの案だと思いますし、どういったことを付け加えればより正しくなるのか、より厳しくなるのかという、より市民の皆様にご理解いただけるのかを考える方がいいんじゃないのかなと持っています。

横野委員： やっぱり、海外視察の支出を認めるというのが、報道関係の大きな見出しになってしまう確率が高いですね、例えばこれを認めた場合に。認めるという発想からすると、佐藤副座長がおっしゃったように、承認の可否はどうしてもあるので、第三者機関もあれば、議長もあれば、会派の問題もあるんで、そのあたりは、逆に言えば、全会派一致というのもあるし、多数の会派がというのもあるし、本当に富山市にとってそれが絶対に必要なことなのかどうかという判断を第三者機関へ預けるとなると、第三者機関とは、大変、別の意味で判断基準を作らなければいけない感じですよ。「承認の可否」という一言の文言が、ものすごく重たいというイメージで、この海外視察をというつもり、思いではいるんです。だから、承認の可否ということについて、どう判断するかというのが、逆に、承認の可否の内規でないけども、そのあたりまでを作らないと、海外視察は認められないというのがどうしても根底に出てくるので、そこまで議論するとなると、非常に厳しい。ちょっとまた時間が必要だと思うんです。現段階では、自民会派はどちらかというと、残しておくべきという思いではいるんですけど、個人的には現状を考えたら、海外視察は協議の上で行くとか、承認の可否しか有り得ないですよ。だから認めるじゃなくて、特例、特別な認め方しか有り得ないとか思えない、今の段階では。逆に言えば、特別という捉え方をどう判断するかというのは、承認の可否の判断は非常に厳しいというのは、言葉だけ残しておけば、逆に言えば、ものすごく認めているようで認めていないような、裏返し、ということになるんですよ。言葉尻から言えばですよ。それを考えると、この文言があるから、そんな簡単に海外視察に行けないですよと、裏返しもあるんです。そのへんはひとつ判断基準かなと思っ

ル化している中では、行くべきときがあるんじゃないかというのも、どうしても気持ちの上ではあるので。今いろんなところへ富山市が世界銀行含めてやっている、言葉尻から言えば、本当に向こうの言葉が多様に走っているという現富山市政の中では、それが市民に理解が得られているかどうか、今やっていることが市民に理解が得られているかどうかというのがあるので、それが理解を得られているとなれば、そのことで海外へ行くというのは止むを得ないのかなど。その市民の理解を得るという判断基準が非常に難しい面ですから。私は、本当は実を言うと、支出を認めるべきという結論にはしているけど、承認の可否というところに、その一言があることが大きいかなど。そこは残しておいて、なかなか使えないというのがルールかなという気もするんです。

村上座長： 性悪説という話が出ましたが、思い切り性悪説を取っていただいていると思います。それでも行かなきゃいけないときがあるんだと思うんです。市民の理解が得られる・得られないは別としても、行政のチェックをすべきときはするんだと、そのときにイメージとして市民の理解が得られるかどうかいうところだけを、それを最大限に見てしまって決めていいのか、議員として行政のチェックをするんだという大義を、ここで海外視察を認めないことによって、どうも市民の理解を得られないからという理由だけで、例えばそれを大きな理由として、チェックというものを、そのための視察というものを止めてしまう、不可能にしてしまうというのは、議会としてどうなのかなという思いは捨てきれないのですよ。

久世局長： 今ほどのようなご議論の可否について、私ども、とやかく申し上げる立場ではございません。作業部会でご議論いただいた協議結果について、横野部会長さん、改めて申し上げますとよろしいでしょうか。

横野委員： はい、どうぞ。

久世局長： 先ほど佐藤副座長からお話をされた点を、もう1回ゆっくり申し上げますと思います。「海外視察については、海外への調査研究活動を行う必要がある場合、承認の可否、手続き等および旅費計算方法等は市基準や本指針に基づき、その都度、個別具体的に、協議するものとする」、ここに、誰と協議するという文言が抜けております。全体の流れから言えば、今回の全体のフレームから言えば、第三者機関と協議をするということと、私どもは理解をしております。そこで今ほどの協議するにあたって、どういう判断基準があるかということでございますが、今22ページを申し上げましたが、戻りまして21ページには、国内、国外問いませんが、これらの基準につきましては、5点記載がございます。これも読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。1点目は調査研究目的と市政、行政課題等の関連性、2点目は調査研究方法と内容等に関する具体性、3点目は調査研究方法の妥当性、4点目は調査研究活動と支出経費との相当性、5点目は調査研究結果の作成と保存、これらを一定の判断基準というふうに、今の協議結果の案となって

おります。先ほどからお話が出ておりますように、この協議にあたっては当然、会派において調査研究の実施計画書という、しっかりとしたプランニングを立てていただいて、会派における内部統制を経た上で、第三者機関、場合によっては議長、議長の下での議会事務局との協議をお願いすると、そのようになっているところでございます。以上でございます。

村上座長： これほど厳しく、実施方法が定められている中でも、認めないと、どうしても認めませんか。

南委員： 先ほどの座長の話に戻るかもしれませんが、やっぱり門戸は開けておくべきだなというのが、私の思いであります。富山市の状況を考えた上で、森市長の考え方、そしてやってきたこと、を考えるとやっぱり横野委員も言われたようにグローバル化というか、そういう部分に確かにシフトしております。そういうことを考えたら、首長だけが海外へ行って、我々は一步も出られないのかというのも、またおかしい気がしているわけございまして、例外という言い方が正しいのかどうかは分かりませんが、局の方から厳しい審査、やり方についての説明がございましたが、海外視察というのは、やはり門戸を少し開けておくべきだなというのが、私の持論でございます。そういう意味ではやっぱり、首長との力量も均衡あるものにしていかなければならないし、そういう意味では必要な部分かなという、確かに厳しいルールを作ることは大事なんですけども、100%だめだという言い方は、私はできないなという思いでございます。以上であります。

江西委員： 政務活動費が使えないと、そういったチェックが不可能になるというお話なんですけども、自費で行くという対応というのはできないのでしょうか。

村上座長： 自費で行くということは、全く構いません。憲法で定められた自由、人権だと思います。

江西委員： 不可能という言葉があったものですから、政務活動費を使わないと、それは正規のルートと接触できないといったことがあるわけではないんですね。

村上座長： 他に、ご意見は。

佐藤副座長： 改めて、この運用指針は細かく詰めてあるということは、充分、分かりましたので、ただあいまいな点をやっぱり残すことが、あいまいと取られるのはちょっと、なかなか難しいのかなというのがどうしてもありますので。文言、先ほど私が読まなかったので失礼しました、その協議するものと、それぞれ活字をどう評価するかと、印象的に市民に、何々を除き海外視察はできないと、こういった事例以外は海外視察を認めない、

というような内容として説明ができるのであれば、そういったこともあるのかなと思います。基本的に全く門戸を閉ざすということについては、これはいかがなものかということについては、理解をしておられる方が多いんじゃないかと思うんですけどね。ただやっぱり、ここをできるだけ、相当ハードルが高いという現実を市民の方にも理解をしていただけるような内容にしたいというか、なっているとさえなっているんですが、もう少しすっきりした、あくまでも運用指針ですので、この指針をどう作るかということに帰着すると思うんですが。

村上座長： 皆様のご心配は、市民の理解を得られないのではないかとのご心配なわけですね。海外視察という言葉からするイメージで、改革を進めている富山市議会として理解されるかどうかというところは、丁寧に説明して、ご理解をいただくというようなことには、ならないものですかね。ふたつの大きな、議員、議会の目的のひとつであると。相当ハードルが高いと思いますよ。それから、性悪説に立ってもいいと思います。相当きめ細かな日程と、実施した結果を出すということは当然のことです。ありますので、それで誤った、間違いがあったとすれば、行った人達が非難されるものであって。私はどう思っても、議員の使命としてこれをなしにするというのはね、どうも理解できない。富山市も全く、森市長も全く、国外へ出ないんだと、海外と富山市の政策とは全く関係ないんだということであれば、その論もあろうかと思いますが。これほど富山市が海外との施策において展開しているという時点において。これまでもヨーロッパ事務所があったりということもありました。本来、そのときは行くべきだったのかなと今思いますけども、そういうこともあるので、全く止めてしまうということは、どうも大きな仕事のお題目を、我々ははずしてしまうということの方が、市民の理解を得られないのではないかなと、逆に私は思うんですが、佐藤副座長。

佐藤副座長： 最終的には、座長と同じ思いになってきました。ただ、その都度、協議すると、その主体がどこなのかということ、私は明確にしてほしい。例えば各派代表者会議であるとか、もう少し具体的に分かる、全会派一致だとか、もしくは議長が認めるとき、もしくは各派代表者会議で認めるとき、具体的なことを加えておくことが、私は必要だと申し上げているわけです。

村上座長： 皆さんの理解というのは、議会の理解が必要だと思います。全会派一致は決め方としてどうかと思いますが。議会の理解が得られるということは、市民の理解が得られるということと、同義語だと思っていいと思うんですよね。その時点において、1個1個の場合は、そういうことも含めて認めると、それだけ認めるというふうに思うんですが。そういうことを含んだ文言をこの運用指針に盛り込む、ということはどうですか。お聞きしたいのは、大きな使命のひとつである、チェック機能のひとつとして海外というものを含むという、あるいは除くということについて、どのようにお考えですか。



村石委員： 考え方はふたつあるんですけど、要するに、どうしても海外へ行きたい場合は私費で行くべきだという考え方、一方で議会のチェック機能というか、チーム議会として当然それもしなきゃいけないという、ふたつの考えになると思うんですけど。ただそういうことを言っても、今の市民はこれだけ不正や不適切請求があった富山市議会に対して、丸々海外視察を認めるということは、座長がいろいろ説明すれば分かってもらえると言われるけど、それは私の感覚としては非常に難しいと思います。これは例えばの話なんですけど、新聞の見出しなんかも想像したりするんですけど、海外視察については原則認めないと、ただし海外の調査研究活動を行う特別な必要がある場合は、こうこうこうだという具合にして、その都度、私達の意見の場も保障されているわけですから、そういう文言に作るしかないか、もしくは継続して協議するしか、もうそろそろ時間が経ってきたので、決めるべきではないかと。

村上座長： 議論しようとする、特別なことに限られるじゃないですか。

村石委員： まあ、分かりますけど。ただ原則認めないということを決めない。全然、受け取り方が違う。

赤星委員： チェック機能のことでおっしゃいますけどね、チェック機能を果たすということは、どういうことかと考えましょうよ。市長が提案されている議案について、予算案だとか、条例案について、まずしっかりと調査をすると。もちろん議員や会派によって、限界もありますし、私自身も全部調査できているかという、大変不十分で悔しい思いもしております。だけど、海外視察に政務活動費を使って、海外へ行かないとチェック機能が果たせないのか、そういうことはないと思います。行ったからチェック機能を果たせるのかという、それもそういうことでもないと思いますし。

村上座長： それは、言葉を曲解されています。行かないとチェックできないと言っているのではないんです。行かなければいけない必要性が生じることがありますよと言っているわけですよ。それを裏返しにして、さもそう言っているんだというように捉えられるのは、非常に心外です。行かなければいけないときがありますよと言っているのであって、行かなければチェックできないと言っているわけではないんですよ。言葉をすり替えないでください。

赤星委員： すり替えているつもりないですよ。

村上座長： すり替えていますよ。

赤星委員： すり替えているつもりはないです。今ここにね、運用指針にチェック機能がどうたらこうたらと書き込むわけでもないですし、それぞれ議員や会派の考えるチェック機能を果たすかは、それぞれ充分研究して頑

張ったらいと思うんですけど、だからといって、海外視察に政務活動費を充てることを今、大きな不正事件を受けまして、運用指針を見直している中で、改めて認めますよってするのかといたら、もうそれは理解が得られないと思います。どうしても必要な場合が出てきたら、例外的に、議長が認める場合とか、議長が認めるということは全会派が認めるということでもあると思うんです。

参加委員： それは違う。

赤星委員： 違いますか。そんなに議長は信頼がないんですか。どうしても緊急性があって、必要性がある場合は、例外的に認めるということがあってもいいかもしれませんが、これまでのように、このような海外視察のあり方に政務活動費を充てることは、やっぱり反対です。

村上座長： これまでの使い方を評価しているのではなくて、これから起きることについて規則を決めているのであって。議論は他にないようであれば、どうでしょうか。どうしても譲れないということであれば、どうしますか。

佐藤副座長： 一応、多数決で決めるんですが、意見として、文言調整で、一体誰がどういう意見を持っているのか、今全く分からなくなりました。この文言の中に、まず認めないという表記がないといけないということをおっしゃっているような気もしますし、そこまでしなくてもこの文言としてもう少し、例えば、赤星委員がおっしゃられたように議長だとか、会派だとか、文言を入れればこれでいいんじゃないかということもありますので、今どういう意見をそれぞれがお持ちなのか、人数的に。社民党さん、赤星委員のところ以外は、どうなんですかね。光さんも認めない。

村上座長： それぞれご意見をというか、それぞれ結論を聞きましょうか。自民党の中でも違いを生じていますので、持ち帰っていただきますか。

鋪田委員： そこを最終的に取りまとめる座長、副座長も、微妙なニュアンスの違いがあるんですね。ここが一番大変なところなので、ちょっともう1回、協議というか持ち帰って、次回の16日に結論を出すということしか。ですから、文言についても、より各委員が理解できる文言を、座長、副座長の中で示していただく必要があるかと思っております。

村上座長： ご意見がございましたとおり、運用指針の文言も含めて、ちょっと持ち帰っていただいて、それぞれの会派の結論を次回までに、お示しいただきたいというふうに思っています。それでは、そのように持ち帰っていただくということにさせていただきます。続きまして、「6(3)人件費」で「会派控室で勤務する職員の人件費を、政務活動費から全額支出することについて」、委員の皆様のご意見を伺います。

鋪田委員： 作業部会で、一番初めに話をしたのですが、他の政務活動費を充てるのに相応しくない事務の補助などが含まれる可能性があることについては留意しましょうということを、一応注意喚起の意味で申し上げましたけども、私は全額認めてもいいというふうに思っております。

橋本委員： 私どもの会派は、作業部会から一貫して言っているように、1か0かと、1で全額支出させるべきなんだと、その上で1を使えるにはどうしたらいいか、そのルールを決めていただきたいと思っています。1にするためには、これをやっちゃいかんよ、あれをやっちゃいかんよと、少し分類していただければと思います。

島委員： 私どもの会派は按分にすべきではということです。それこそ会派規模によって、議員さんの仕事規模で変わってくると思いますし、時間で切るなり、仕事内容で切るなり、そこはまた諮らなければいけないと。丸1日例えば8時間勤務する場合、4時間勤務なら1/2と。1か0で決めたときに、何を心配しているかと言うと、1で雇いましたよと、そうしたときに1にしていないじゃないかというようなことを心配して、それなら、そういうようなことがないように、按分ということにした方がいいと思います。

村上座長： 副座長、ちょっと言ってください。

佐藤副座長： 作業部会は、本当に広範囲な部分で、議論をしていただきまして、この按分の規定については、政務活動以外の活動が混在する場合の、充当の考え方は按分率1/2を運用するというもので、一応これは結論を出していただいております。ですから、何%云々だとかいうことは基本的には、私は作業部会の結論を充分尊重したいなと思っております。これを根底から覆すのは、ちょっとどうかなというふうには思っています。

引き続き、この人件費についての意見を我會派として述べさせていただきますと、当初から人件費については、加算分があったということで、私どもその経緯を改めてあり方検討会で学ばせていただいて、反省点やら、この人件費については見直すべきだなということで、今強く考えております。そういった意味で、やはり今ほどの按分率の条文ではございませんけれども、本当に100%政務活動というふうに言い切れるのかということが、どうしても疑念を持たれる可能性があるのかなと、判例を見ましても、やっぱりこれも、議員控室事務員に係る人件費についても、仮に政務活動に専従する職員として雇用契約を結んでいたとしても、政務調査に関連する活動のみを行っていたというのは不自然であると、50%の支出を認めるのが相当であるというような判例もあるようでございますので、今ほどの作業部会で尽力いただいた按分率によって、私はこの際、人件費については1/2というふうにするべきである、というふうに考えております。

江西委員： 作業部会でそのように決定されたというのは、私は認識がなかったんですが。

佐藤副座長： ごめんなさい。按分率ね。人件費については決まっています。

江西委員： そういう意見があったと。今、佐藤副座長が言われた判例は特殊な判例だということで、どういったことが問題だったかという、簡単な概要の説明もあったので、これは全体的な判例ではないという認識です。それと、指摘の内容としてあったのが、公務の内容が入ってくるとか、そういったことがあったと思うんですが。公務というのが、例えばそのこういった委員会への出欠の連絡だとかすると、あまりにも浅い業務、これを目くら立てるほどの業務かという、人間としてそこに居たら仲間でも手伝ってあげるといふようなことも入ってくると思いますし、それについては、それをもって50%にするとか、そこまで考える必要はないのではないかなと考えます。ただ、後援会活動とか入り込むというのは、全く問題があると思いますので、先ほど島委員が居るとき居ないとき、居ないときに起きる判定、そこは何をやっているのかというのはおかしいことになるので、話の筋道がずれるようなことだけは、しっかりないようにしておくべき必要があると思います。

赤星委員： 私も作業部会で、按分率の結論は出ていないと聞いておりました。人件費はこれは100%認めるべきだと、共産党会派はそういう意見です。先ほど島委員がおっしゃった8時間のときは1で、4時間のときは、それは例えば時給計算で雇用契約を結ぶとか、そういうことであって、今の問題と性質が違ふと思います。

佐藤副座長： 先ほどの按分率の件で、ちょっと。人件費に限った按分率ではなくて、作業部会の運用指針を行っていく場合の、素案等の概要をちょっと見たときに、私の認識の違いがあるのだったら正してほしいんですが、政務活動費等について、政務活動以外の活動が混在する場合の充当の考え方として、人件費じゃないですよ、一般的な全体像の中で、按分率1/2を適用するというような、そういうことで作業部会が行われたというふうに私は認識を。例えば、電話代は1/4だとか、これまではいろいろありましたね。そういうのが全部なくなって、全体を通したときに先ほど来の、100か、1/2か、ゼロかというような考え方で、何か他のものが入った場合は全て1/2にしますよという、一貫してそういう議論で、作業部会が行われたんだというふうに、私は勝手に認識をしておいたわけですから。

横野委員： 結果的に、作業部会においては、議員個人が使う事務員については認めないとする、それで会派控室の事務職員については100%認めるかといったときに、公明党さんから1/2が妥当でないかというご意見が出たんですね。最終的にその意見調整が、最後まで決まらなかったもので、あり方検討会で全額にするか、1/2という案を採るか、その

あたりはもう1回検討をしましょうという形をとったんです。その大前提の按分率とか、政務活動とはという議論から始まっていくと、今までやってきたことが、全部もう1回根底から見直さなければならないことに。この人件費については、申し訳ないけど、どちらかというとも最初は全額認めましょうという方針でいたはずなんですよね。最初の会議のときは、どの会派からも異論は出なかったんです。それで、もう1回確認をしたときに、公明党さんから1/2にするべきでないかという案が出たものですから、そこで話がちょっと混在していったというのが経過なんです。だから、これに決めました、これに決めましたということじゃなくて。

佐藤副座長： まずその前提として、例えば市政報告会の資料の印刷代だとかの議論についても、按分率を適用し、そして1/2を支出することができるという表現があるものですから、人件費に限って言うわけじゃなくて。

横野委員： 今は人件費のことをやっているわけだから。それ以外のことについては1/2で、それはそれで決めてきたんで。

佐藤副座長： さっき島委員から、1/2以外のお話があったものですから、議論の全体の中で按分率は1/2ということを使うというふうな、作業部会の議論があったということで、まず認識をしてよろしいんですねという確認です。

横野委員： はい。使うとしたら。

佐藤副座長： 使うとしたらですね。あとは人件費については、どう考えるかということで、その境目が無いものもあるんで、その考え方で充当すると1/2という考え方になるのかなということを提案を申し上げたんです。

横野委員： それで人件費の内容について、政党の活動の補助とか、そういうのが出てくるのであれば、1/2かもしれませんねという意見はあったんですよ。今、公務というものを見るときに、議会の開催とか、委員会の開催とか、そういう資料をコピーしてほしいとか、ちょっと全議員に配ってほしいとか、あるいはFAX入れてほしいとか、そういう公務を政務活動と見なすか見なさないかという議論はあったんです。これはやっぱり逆に言えば、議員だからそういう議会に関することをやってもらうのは、政務ではないけども、ひとつの仕事として採用した職員として手伝ってもらうことは妥当でないかと、そういう妥当性をもって、どちらかというとも100%で認めましょうということを根底に走ってきたつもりなんです。公明党さんが党のことで1/2ということが出たものだから、そこでちょっと話がこういったわけなんで。私とすれば、作業部会では、概ね100%という方針だったような記憶があるんです。

村上座長： そうすると赤星委員は全額、自民党も全額、島委員はどちら。

島委員： すいません。大変な間違いをしていたんだということを、皆さんのお話を理解しました。で、作業部会に出ていた上野委員から聞いていたことが、私の曲解だったなと思いますので、全額。

村石委員： 社民は全額ということで。結局、横野委員のまとめられたことと同じなので、あくまで後援会活動、政党活動、政治活動、そういうものを厳密に除くようにして、きちんと運用していこうというようなことを決めたように、私は感じています。

村上座長： 他の会派は。

佐藤副座長： 考え方として、確認をさせていただいたという程度で、公務と政務活動の境目、それは当然のことで、ただ私どもの反省点も、いろんな意味で踏まえて、いろんなご意見も先ほどからあったようですし、混在することのないようなことを、当然議員として活動する場合は、とすると、大きな政党であると政党の活動とかが紛れ込まないような、そういった運用が必要かなというふうに思います。私ども会派の考え方と、皆様方の考え方と、運用においては多少違って、ひとつの論理的には当然、公務、政務等について100%で結構ですよ。ただ紛れ込む場合は、気をつけましょうということでございます。

村上座長： ご意見を伺っておりますと、会派控室で勤務する職員の人件費を全額支出することについては、これを認めると、そのように結論付けてよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、3ページ目の「その他の事項」で「(4)政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討について」、委員の皆様のご意見を伺います。

村石委員： 前回と同じ主張になるんですけど、基本的には各議員、会派が事業者に発注するときには、公開させてほしいということで、全部公開ですよということを了承した上で、発注を受けてもらうということにすべきだと思っています。それと、会派の職員についても、それを公開することは反対という意見もありましたけども、いろいろな不正事案、不適切事案の中には、会派の職員の関わりもあったように思います。辞められた方で、私の知らないところで会派の職員が作成したんでないかとかいうようなこともありましたので、会派の職員も氏名については公開した方が、お互いに緊張感を持ってやれるんじゃないかという具合に思います。

村上座長： 同意を得た上で発注するという事は、同意が必須条件というご意見ですか。

村石委員： そうです、はい。

横野委員： 前回、事務局からお示しになった中で、同意を取る分野というのは、ごく限られた同意なんですよね。今、村石委員がおっしゃったように、29年度から公開する情報の中に、ある程度網羅されているので、同意を取る分野については、ごく一部だと思うんですね、私としては。ということは、例えばシートにおける担当者の氏名、印影、社員コードも、29年度から公開する情報の一部に当局提案に入っているわけですよね、今のところ。それからいくと、村石委員の全て同意を取るということについては、ちょっと違うんじゃないかなと。逆に言えば、この前回提示された例2の分野の、同意を取らなくても公開しますということ、こちらが相手に情報公開でここまで出ますよということをおっしゃっていただくと、私は思っている。それを同意取るというのは、逆に言ったら、情報公開はここまでOKだと基準が出たのであれば、これはこれに準ずるべきだと、それ以外に同意を取るものは、何と何があるのかということがひとつの課題だと私は思っている。だからそれ以外の同意とは何になるのかということ、やっぱりちょっと、そのあたりが。そこまで必要かどうかということが、私はなかなか難しいなと。同意書の対象というのは、ここですよ。

村石委員： そうです。その同意のことを言っているんですよ。

横野委員： 同意を取らないと発注しないということは、必須条件と。村石委員のおっしゃったことは、ちょっと逸脱していないかと。これを同意取らないと、発注条件にならないというのは、ちょっと違わないかと私は思うんですが。

村上座長： そう主張されているんです。

横野委員： そうなんですか。

村石委員： 座長の言うとおりで。

佐藤副座長： 村石委員の、イメージ図をもう1回戻って、意見を述べられたことですが、今のテーマは、同意書の導入をするかということが、この議論の対象になっていまして、横野委員がおっしゃったように、既に個人情報の例外に対する公開としては、市の判断として、(1)(2)の例もありますけど、そこまでは同意書をもらわなくても、公開をできるという判断になっておりますので、そのほかの同意書を取り付ける必要が今あるかということについて、意見を聞いているというのが、今の議題です。

公明党の意見としましては、同意書を取り付けるところまでは現時点

では、事務局からの提案は大変すばらしいことだと思いますけれども、誤解も招く可能性もありますので、今のところは取り敢えず同意書を取り付けるまでは必要ないんじゃないかと。(3)の同意書を取り付けるということまでは現状としてはなく、運用指針としては運用をやっていった上で、さらに問題点が発生するようであれば、また検討すれば。現状、スタートをするという意味で言うと、同意書を(3)においてまで求めなくてもいいんじゃないかと、そういう意見です。

村上座長： 前回のご提案は、本人の同意に基づく公開をする情報というのと、オプションでという意味で、なくても別に契約してもいいのだけでも、先ほど村石委員がおっしゃったのは、それをさらに超えて、これもなければ契約してはだめだというご意見で、さらに上乘せになったということですか。

村石委員： 前回言ったのは、同意書を取るとなると、同意しているところは出ます、同意していないところの領収書は隠しますよね。市民がそれを見たときに、ここは何で黒塗りで、ここは何で公開なんだという疑問が出てこないかという発言をしたということ、ご記憶ないですかね。結果としてそういうことになるので、みんなに公開を認めてもらって、全部公開した方が一番いいんじゃないかという主張をしたのを思い出してください。

村上座長： つまり契約条件だという、今の話だとそうなっちゃうんです。

村石委員： 言い方としては、契約条件ではなくて、そういうことを求める、求めて結果として同意されなかったら、次また他の業者を考えるとかね。運用として、努力はできると思うんですけど。基本的にはそういうことにした方が。

久世局長： 事務局の方から先日のあり方検討会で、ご説明申し上げた点を、もう一度恐れ入りますが、概略を述べさせていただきたいと思います。今回、事務局の方でご提案申し上げておりますのは、いわば同意書兼確認書でございます。今ほど村石委員がおっしゃられた点でございますけれども、改めて申しますが、私ども実施機関といたしまして、原則公文書は公開の中で、個人情報原則非公開、その中でMAX、政務活動費の透明性を高めるために、条例の解釈で許される限り、公開にもっていきたいという思いが、この4項目でございます。同意書につきましては、既に公開義務が発生している個人情報、個人情報以外の全ての情報、さらには今回の4つのタイプのもの、これらのものは相手方の事業者さんの同意がなければ、公開できないというものではございません。逆に市といたしましては、一旦公開情報と判断させていただいた以上は、公開義務が発生いたします。例えば証拠書類のうち、領収書によっては、非公開情報が入っていたり入っていないものがあるって、違和感があると、それはおっしゃられる意味も分からないわけではございません。しかし、再三申しますように、公開しなければならないものは



全て公開するわけでございます。

先ほどらいから、佐藤副座長さんと横野委員さんがおっしゃいましたように、私ども事務局のイメージといたしましては、おそらく29年度から、ご提案申し上げておりますけれども、同意書というものを制度として、これはあくまで任意でございますけれども、制度化した場合でも、これの適用というのは、ごく少なくなるんじゃないかなと思っております。例えば今回の電話料金、運用指針では全廃となり、私ども実施機関の方として、証拠書類でいろいろ情報公開の実施事務が行われていたましたが、例えば電話料金における領収書なり、明細書というものがあります。これらの中には、担当の方のお名前が入っていた事例もあつたり、こういうものは今後は一切なくなるわけでございます。

もう一方で、確認書という部分につきましては、何で確認書という、事務局で提案の素案で確認書という文言を使わせていただいておりますのは、あくまでも確認でございます。これらの事項について、相手方の事業者さんの同意の有りなしで判断をするものでは決してないということから、あくまでも柔らかく、「これで領収書をいただいて今まで同様、公開させていただきますが、29年度中にはインターネット公開ということもでございます。」ということを柔らかく予告を申し上げる、アナウンスしていただく、そういう主旨でございます。以上でございます。

村上座長：       ご意見。

鋪田委員：       インターネット等で公開されたときに、黒塗りになっているものと、なっていないものが混在するということで、市民の方々がこれは何故なんだと思われることは、確かにそのとおりだとは思いますが、一方でそのことで、法を逸脱してまで、個人情報を出してしまう可能性がある。つまり同意書を取るということになると、かなり解釈MAXという表現を使われましたが、個人情報保護の部分との境界にまで近づくわけなので、場合によってはそのことで、プライバシーの侵害として訴えられる可能性もリスクとして抱えるわけですよ。そこがやっぱり、ちょっと。同意書を取ったとしても、そういうことはあるかもしれません。それを考えると、同意書については任意というものにしておくか、本当は同意書は必要ないんじゃないかと思うんですが。我々の立場としては、情報は全部公開してもいいんだと、ただ、個人情報保護の法律とのせめぎ合いがありますから、妥協点としてはぎりぎりじゃないかと。それを必須とするということは反対ですね。

村上座長：       これは同意書ですから、同意してもしなくてもいい、任意なわけですよ。村石委員は、それは条件なんだと、それがなければ契約できないんだということをおっしゃっているんですが。

村石委員：       条件までは言っていないです。運用として。

村上座長：　でも、先ほどの話では、同意書を得られなければ、他の業者へだから、当然それは条件になるじゃないですか。そういうことではないということなのか、どっちなんですか。

村石委員：　座長の言われるように、結果としては求めると。

村上座長：　任意で求めると。

村石委員：　条件という解釈になりますよね。もうこれ以上いいですよ。言いたいことは言いましたから。

村上座長：　任意で、同意書を求めることすらだめだということは、ないですね。

村石委員：　ないです。

村上座長：　ということであれば、任意で同意書を求めることはできると。

久世局長：　私ども提案を申し上げている側が、こんなことを申し上げて恐縮であります。実際に、あり方検討会で良しとなった場合、お使いになられますのは、会派の議員の方々でございます。先だっても申し上げましたように、この前のイメージ図の例の2というのは、例えで言いますとMAX、同意書というのはMAXのさらにMAXです。私どもの方といたしましては、けっして責任逃れする気はございませんけども、少しでもこの政務活動費の透明性を高め、円滑な運用ということから、ご提案申し上げた次第ですけれども、先ほど鋪田委員さんからお話がありましたように、本当に果たしてこれが制度的に情報公開条例上、いいのかということについては、いろいろと議論があるところだろうと思っております。私どもがご提案申し上げましたのは、先般申し上げましたように、富山市の情報公開条例の個人情報の規定ぶりの中で、既に公にされ、または公にされている情報の中に含めるということで、この同意書を取った情報をそれに含めるということで解釈し、実施させていただいたらどうかと思っております。ただ堂々巡りみたいなことばかり申し上げますが、こういった形で条例を解釈して行うというのは、全国の自治体では初めての事例だと思っております。ここのあり方検討会で、各委員さんの方で、そういうことも含めてやろうよというお話を承れば、私どもとしましては、ぜひ、それでこの制度をやらせていただきたいと思っております。責任逃れを申し上げたわけではありませんが、かなり重い事例だと思っておりますので、敢えて申し上げさせていただいたのであります。

佐藤副座長：　もう一度、私の確認ですけれども、同意書の導入については、私の意見ですが、今後の検討で良しと、同意書の(3)についても同意書を求めてはどうかという提案に対しては、現状では(3)の同意書までは必要なしと、今後、不備等、市民からいろんな指摘等あれば、そういったことは今後検討してはどうかという意見でございますが。

村上座長： どうしますか。村石委員は積極的に同意書を取るように努める、求めるというご意見。佐藤副座長は今後の検討課題。皆様のご意見はどうですか。

赤星委員： 今日、結論出せないと思っております。ちょっとその前に、質問したいんですけども、同意書を導入した場合、いただいた同意書は、また公文書となって公開対象になるんですか。

久世局長： はい、おっしゃるとおりです。

村上座長： 検討が必要ということで、調査研究というご意見ですが、いかがですか。

参加委員： はい。

村上座長： では、今後の検討課題とすることで、村石委員、よろしいですか。

村石委員： はい。

村上座長： では、今後の検討課題といたします。これで、前回積み残しました協議事項については、今1つ積み残したものを検討するということになりました。海外視察について、先ほど申し上げましたとおり、もう一度持ち帰っていただいて、文言調整なのか、絶対許容できないものなのか、あるいはすべきなのかということについて、もう一度ご議論いただくこととなります。新・運用指針の実施日については、昨年各派代表者会議で、平成29年4月からと決定されております。4月のいつからとするのか、本検討会で決定する必要があると思っております。このことにあたって資料を配付しておりますので、事務局から説明させます。

横山庶務課長： お手元に配付の「新・運用指針の実施時期について(主な理由)」をご覧ください。表の左側の方、平成29年4月1日を実施時期とする案がひとつございます。もうひとつは右側、平成29年4月24日を実施時期とする案、こちらも考えられるところでございます。こちらの案は改選後というふうな意味合いを持っております。このふたつの考え方、主な理由について、以下書いてございます。まず、4月1日とする案につきましては、本市議会の政務活動費の改善(適正運用等)は、喫緊の課題であり、市民の方々の信頼を一刻も早く回復するためには、早期に実施することが必要であること。ふたつには、政務活動費については、原則として、交付申請から支払いまでの一連の手続きが、年度単位で運用されていること。こういった理由から4月1日とするものでございます。次に右側で、4月24日とする案ですが、ひとつには、実施時期を平成29年4月1日とした場合、新・運用指針に基づき、事前審査、事後審査および支払い等の諸手続きを、短期間に完了させる必要があるが、実務的に課題が多いと考えられること。これは平成29年4月は改

選の月であるため、政務活動費については新年度4月分のみでの交付となりまして、任期満了日の4月23日までに、4月分については新しい運用指針でもって手続きを完成させる必要があるということをございます。ふたつには、4月に予定されている次の一般選挙により、議会の議員構成や会派構成が変わる可能性があるため、実施時期を平成29年4月1日とした場合、一定程度の混乱が生じる恐れがあると考えられること。以上のことがそれぞれの主な理由として考えられます。説明は以上です。

村上座長： それでは、実施時期について、ご意見を伺います。

佐藤副座長： 各派代表者会議で、そこまでのことは決定していなかったということなので、改めてこれが議題になっているわけですが、本選挙を行いまして、会派構成も変わる可能性が充分ありますので、これは4月24日から施行するということが、よろしいんじゃないかと思いますが。

村上座長： 座長の意見としても、支障がない方と言いますと、24日の施行の方がよろしいのではないかと思います。24日でよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、平成29年4月24日とすることに、本検討会として決定と結論をいたします。これで予定しておりました議題については以上であります。その他で、橋本委員から事前に相談がきておりますので、橋本委員からお願いします。

橋本委員： 新指針の素案の中で、40ページになるんですが、価格の適正価格というところで、見積を複数の業者から取る、そして最安値を提示した業者から購入する、となっておりますが、それが適正な価格であれば最安値に拘るべきなのか、ということをちょっと疑問に思ったものですから。やはり本当に最安値になると、インターネットがいいのかなといったことにもなりますし。私達はいろいろなものを買いましたら、その後の説明とかアフターサービスを加えて価格と考えるとところもありますので、最も安い価格といったところが、少し引っかかるなと思ったんです。

村上座長： ただ今のご意見について、いかがですか。

鋪田委員： 橋本委員の意見に賛成であります。適正な価格という表現でいいのではないかと思います。

村石委員： 二人の意見に同感です。例えば医療機器を購入する場合にでも、一番低い価格とは限りません。性能とか、その後の運用とか、総合的に考えて決めるのであって、価格だけでは決められないと思いますので、適正な価格でということがいいと思います。

村上座長： 見積書を取らなくても。

鋪田委員： 見積書を複数取ることが適当かと言うと、市場適正価格というのは大体決まってくるし。極端なことを言うと、特定の業者にしたいがために別の見積をと、性悪説に立てばそういうことも出てくるので。あまりここに捉われてしまうと、かえって不正も出てしまうかも。

佐藤副座長： 皆さんの意見と同様であります。文言として、複数の業者から取って、また通常それなりのものであれば、事前に見積があるのは当たり前だろうと思います。いずれにしても、第三者機関のチェックが入りますので、複数のというのは必要なしと。ただし、見積は当然あるべきかなと思いますので、文言としては見積書を取った上で購入をするという程度で、よろしいかと思えます。

赤星委員： 私も同意見です。

村上座長： それでは、そのように調整した上で、次回お示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

赤星委員： 作業部会長さんに確認させていただきたいんですが、例えば市政報告の印刷代で、印刷を親族業者とか、議員で企業を営んでいる方が、自分の会社でコピー機で大量にやるとか、そういう支払いについて、認めるか認めないかという議論はなかったんでしょうか。

横野委員： 今のご意見については、一応作業部会の中では、近親者とか、そういう話は出ませんでした。思いは結果的に、県議会とかで三親等とかいう話もありますので、それが当たり前だと理解している人と、そのへんの違いがあるのかもしれない。そうであれば今、赤星委員がおっしゃることを、今の規則の中に、例えば何親等以内はだめだとかいうことを明記すれば、したになると思えますけど、作業部会ではそこまではなかったですね。

村上座長： 例えば逆に、自分の会社でした方が安くつくとかですね、ということも逆に有り得ますかね。利益を含まないですから、それが適正な価格であったり、さらにも考えられますが、それは疑わしいからだめだというふうに結論付ける方法もありますが、それが作業部会で出なかったということは、ここでまた揉まなきゃいけないのか。

横野委員： だから今、提案としてあるのであれば、ここで文言で追加するのであれば可能であるというふうに、私は理解しているんです。ごく通常、ものを買うときに、何親等から買ってはいけませんというのは、通常有り得ることだから、その認識に立って皆さんはしているものだという理解をしているんですが、それが甘いと言われるのであれば、はっきり明記すべきだというのは今の私の意見です。

村石委員： 基本的には、議員や会派の資質ですよ、本当は。資質がしっかりしていれば、どこから買っても、ちゃんと不正をしなければいいわけです。不正事案、不適切事案、どこまでの何親等かは知りませんが、親戚の人が関わっているんですよ。親戚の事業主が。そういう事案があったということを考えると、ある程度決めなきゃいけないのかなと思って、それを決めたからと具体的にどこまで実効性があるのかという問題もあるような気がするので、基本的には、議員や会派の資質に係ってくださると思います。

佐藤副座長： 作業部会で話が出なかったということですが、他の都市の事例では、赤星委員がおっしゃるように規制してあるところも見受けられます。ただ、部会で出なかったというのは、たぶん社会通念上、そういったことは当然、会派の運営の中できちんとやっていくものだというようなこともあったのかなと思います。赤星委員は具体的に何か提案として、今お持ちでしょうか。

赤星委員： また調査しているんですけど、これはどうだろうという事例がありまして、息子さんの会社の領収書で、カラーコピー代金として、6500枚で31万円とか。議員本人がやっておられる会社と同じ住所なんですよ、はっきりと。そういう事例、これはどうなんだろうと思ひまして、そういう議論があったのかなと思ひまして。カラーコピーで本当にやったかどうかというのは、分からないんですよ、自分のところでやると。

横野委員： 作業部会でいろいろ検討して、運用指針だとか、あるいはいろんなことを作ってきた中で、印刷物件については第三者機関で、A4裏表いくら、A3裏表いくらという見積を合わせて、その数字を出して、それをひとつの目安として、それよりも下回るべきという判断を、一応考え方として、参考としてですよ、そういう形でいけば、そういったことはなくなるんじゃないかというのと、もう一つは、様式の中に何部印刷して、何をどうする、何部どこへ配達する、どこへ配るかということまでも、事前審査の中に入ってくるので、今後そういうことの起こり得る理由がちよっと見当たらないという判断をしたんです。だから、親族のことに皆さんが触れなかったのは、逆にそういう厳しい運用指針だから、敢えてそこではなかなか出ないんじゃないかなという気もしたので、そのあたりは。作業部会で様式の説明をしたんですけど、より細かいことを書きながら、だから認めてもらって印刷して、最後事後報告でいきますという、ルール化を明確にしてきたので、そういう観点においては逆に言えば、ちよっとと私は思うんですが。ただここで、親族企業だとか、あるいは備品でも何でもいろんなものについて、親族から買いたいという、若干ある程度可能性はあるんですよ。ないとは言えないので。そのあたり、適正価格の判断をどうするかという、例えば第三者機関に親族企業はおもしろくないですねと言われてたら、それは認めてもらえないことになってしまうんですよ。裏を返せば、それを規則で謳うか謳わないかなんですよ。謳っておけば、第三者機関の人の判断は、そこでひとつ判断基

準がクリアできるということだと、私は思うんです。

村上座長： 作業部会長さんがおっしゃるとおり、価格はもう検証できることになっているし、印刷したということを会派で確認するという事ですから、架空の印刷は有り得ないということになると、親族だろうとなかろうと、正規のものにしか出来上がってこないということになるので、身内だからだめだという理由はどこになるのかな。

鋪田委員： あるとすれば、その政務活動費、公金であるものが身内の、高い安いは別として、所得に還元されているというところの指摘は、確かに全国に出ていると思うんですよね。それで、もともと会派の素案を作るときは、人件費ですけども、二等親以内の親族に支出は認められないという提案を自民党はしてて。さっきも言ったように、実態としては、その会派外の事務所で雇用した人件費は認めないことになったので、採用はされていませんけども、この考えはどこかで明記した方がいいのかもしれませんが。現方針の中でも、不適切な支出として、配偶者や家族に支出しないというのがあるので、既に現行の中に入っているんで、他の項目にどう援用させるか、ちょっと考えなきゃいけないなと思います。

横野委員： 今の新しい指針の中に、現行の指針で活かせるところは入れましたよね。

後藤次長： 今の部分については、おっしゃるとおり、現行規定で漏れていたかと思えます。解釈としては部会長がおっしゃるような関係の中で、追加が図られるというのは考えの一つかと。鋪田委員がおっしゃったように、会派からのご提案の中では、自民党さんと社民党さんと異なる案でございましたが、ご提案はされておりました。

村上座長： 現行規定をもう1回、読んでもらえますか。赤星委員、親族とおっしゃった。

赤星委員： 後藤次長のおっしゃった不適切な支出というのは、広報費のところですか。

後藤次長： 各派から提案の第1回のところでございます。

村上座長： 現行は4ページです。不適切な支出として、配偶者や家族にアルバイト賃金は支出しないということです。これ以外に。

後藤次長： アルバイト自体は認めないということに変更です。家族ということについては、新しく作った素案には漏れております。

村上座長： 現行であるものを外すというのは、不適切でありますので。先ほど、親族とおっしゃったかな。必ずしも法律で言う親族ではなく、例としておっしゃったんですね。それをどの程度にするのか、ということを今は決められないね。その範囲を次回決めることで、ちょっとお考えいただきたいと思います。次回までの検討課題といたします。他に。

村石委員： あり方検討会の最初のころは、不正や不適切な事案について、全容解明をすべきだとか、徹底究明した上で、新たな指針を作っていこうというようなことを、皆さんと意見交換して始めて、今日までできました。だけど、新聞報道を見ると、新たに不正の疑い、不適切な疑いということが出てきます。このことを議員ひとりひとり、議会としても議員としても、会派としても、これを重く受け止める必要があると思います。それを市民の人は、いいものを作ろうとしているのだと、今少しずつ変わってきたなど、いう具合に見ているときに、こういう事案が出てくる、これは本当に私達にとって不幸なことであるし、弁明ができないというかね。だから結論的に言うと、後からこういうことが起きないように早急にお互いに対応していただきたいと思うんですが、座長いかがでしょうか。

村上座長： ごもつともではありますが、はっきりと言いますと、そのことで各議員が、この新しい指針を決めるにあたって、何ら手心を加えたわけでもなく、むしろ厳しくやってきたことに変わりはないということは申し上げたいと思います。前段の、重く受け止めなければいけないということは、誠にそのとおりだと思っております。他にご意見はございませんか。

赤星委員： 私も村石委員がおっしゃったことは、大事なことだと思います。ここまで運用指針について議論を重ねてきたこの時点で、また過去の不正と疑われる事案が出てきたことは、本当に残念なことだと思います。当初から全容解明、徹底究明を、と言ってまいりましたが、ここで改めて全会派の皆さんはそのことについて、お考えいただきたいと思います。共産党会派としましては、やっぱり百条委員会の設置ということを求めてまいりましたが、それを求めた請願も継続審査ということになっています。そういったことも含めて、それを決めたり議論する場合は、各派代表者会議かなと思うんですけども、改めて皆で考え直していかなければいけないと思っています。皆さんにぜひお願いしたいと思います。

村石委員： 一言だけ付け加えたいと思います。私はたまたま昨日、市政報告会を開いて意見交換をした中で、やはり厳しく言われたのは、チェック機能が働いていないと、不正事案や不適切事案をチェックする機能が働いていないと、どうなっているんだと、そういうことを強く言われたんです。本当に今後、新たに出てこないようにチェック機能を働かせることも、私は必要だと思うんです。市民の人は怒っているんです。こうやって次から次へと出てくることに対してチェック機能が働いていないということで、そのことを受け止めて、怪しいものがあるとなれば、積極的に調べて報告をするという姿勢を持つべきだというふうに思います。



村上座長： 他にないようですので、この程度にとどめます。次回、先ほど課題として残っております検討していただくことも含めて、16日にあり方検討会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。本日の協議は終了いたしました。これをもって、政務活動費あり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。